

第3章 踏切道における交通

1 第7次交通安全基本計画の評価

(1) 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進

	<p>第7次踏切事故防止総合対策に基づき、踏切道の立体交差化及び構造改良を促進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度から平成15年度までの実施箇所 立体交差化 約140箇所 構造改良 約620箇所 <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p>
--	--

(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

	<p>第7次踏切事故防止総合対策に基づき、踏切保安設備の整備を促進するとともに、車両通行止め、一方通行等の交通規制を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度から15年度までの整備箇所 踏切遮断機・警報機の整備 243箇所 踏切警報時間制御装置の整備 68箇所 障害物検知装置等の整備 885箇所 ・平成15年度末の交通規制に係る踏切箇所 15,505箇所 (国土交通省) <p>第7次踏切事故防止総合対策に基づき、車両通行止め、一方通行等の交通規制を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度末現在の踏切道における交通規制の実施箇所 15,505箇所 (+451箇所) ()は、平成12年度からの増減数 (警察庁)
--	--

(3) 踏切道の統廃合の促進

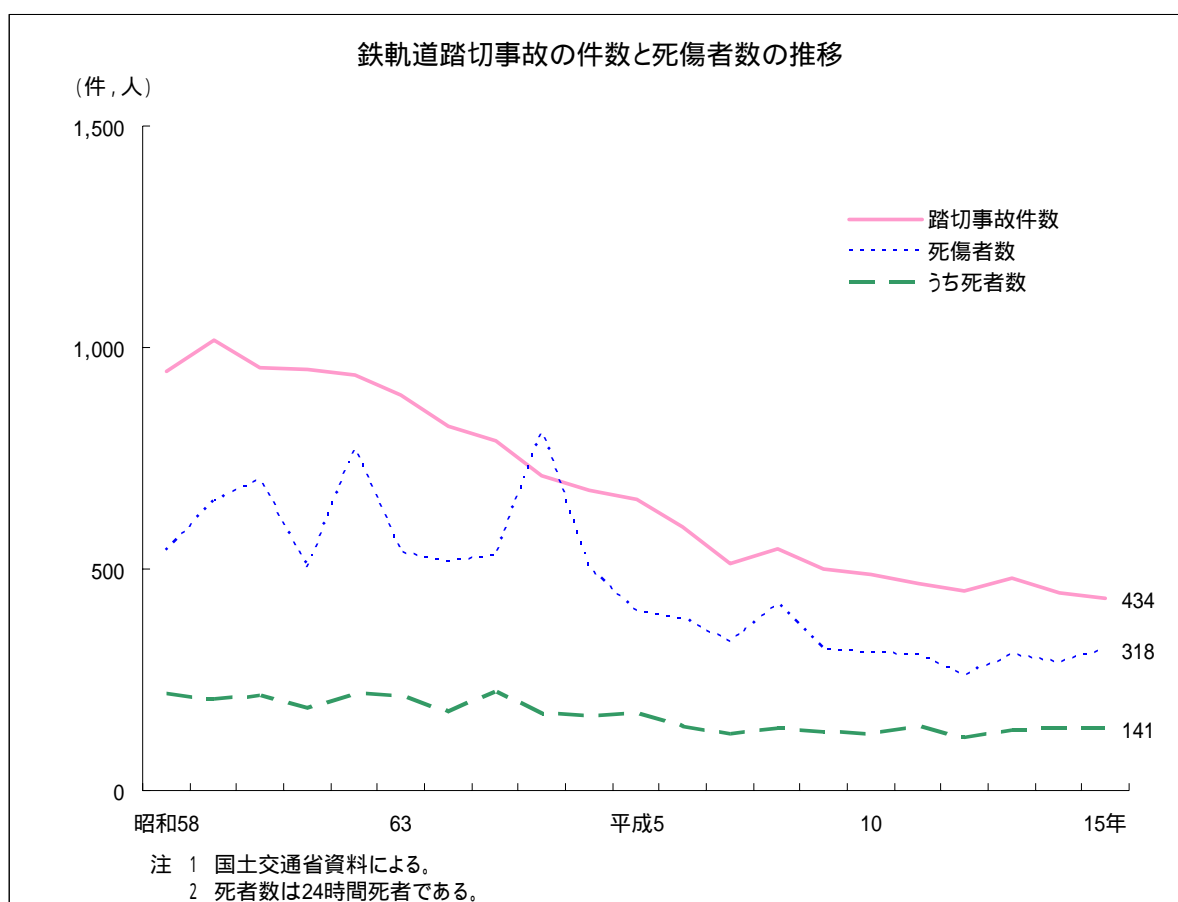
	<p>第7次踏切事故防止総合対策に基づき、踏切道の統廃合を促進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度から15年度までの統廃合踏切道数 252箇所 <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p>
--	---

(4) その他踏切の交通の安全と円滑化を図るための措置

	<p>第 7 次踏切事故防止総合対策に基づき、必要に応じ踏切信号機の設置を推進している。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>全国交通安全運動等の機会を利用して鉄道係員に対する安全教育の徹底及び踏切歩行者に対する啓蒙活動を促進している。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>鉄道事業者等による踏切事故防止キャンペーンを実施している。</p> <p>(国土交通省)</p>
--	---

2 まとめ

踏切事故は、踏切保安設備等の整備により、運転事故と同様、長期にわたって減少傾向にある。平成15年中に発生した踏切事故の件数は434件で前年比3.1%減であり、運転事故(868件)の半数を占めている。また、死傷者数は318人で前年比9.7%増となっている。



このうち、第7次交通安全基本計画の実施期間中(平成13年度から平成17年度まで)における平成13年から平成15年までの踏切事故の動向をしてみると、次のとおりであるから、第7次交通安全基本計画上の踏切道における交通安全の施策は概ね効果的であると考えられる。

	13年	14年	15年
発生件数(件)	479	448	434
死者数(人)	136	140	141
負傷者数(人)	171	150	177